

**鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の
整備運営事業**

入札説明書

令和3年8月20日

三重県

— 目 次 —

第1章 入札説明書の定義	1
第2章 事業概要	2
1 事業名	2
2 公共施設等の管理者の名称	2
3 事業の目的	2
4 PFI事業と Park-PFI事業を一体的に行う趣旨	2
5 事業の内容	3
6 事業終了後の措置	13
7 法令等の遵守	13
8 個人情報保護	13
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項	14
1 事業者の募集及び選定方法	14
2 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	14
3 競争入札参加者の備えるべき参加資格要件	15
4 落札資格要件（各業務）の審査申請の受付	19
5 募集及び選定の手続等	24
6 落札者の決定方法等	33
7 契約に関する基本的な考え方	34
第4章 公募対象公園施設等の設置に関する事項（公募設置等指針）	37
1 事業の概要	37
2 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	38
3 公募の実施に関する事項	40
第5章 その他	41
1 各種契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	41
2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	41
3 その他事業の実施に関し必要な事項	41

添付資料1 契約及び事業スキームに関する考え方

添付資料2 事業者の収入及び収益納付方法

添付資料3 貸与資料について

第1章 入札説明書の定義

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、三重県（以下「県」という。）が民間の資金、経営能力、及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和3年8月10日付で特定事業の選定を行った事業（以下「PFI事業」という。）、かつ都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度による事業（以下「Park-PFI事業」という。）である鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業（以下「本事業」という。）に対して、令和3年8月20日付で公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書であり、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置等指針を含むものである。

なお、入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ① PFI事業 事業契約書（案）
- ② Park-PFI事業 特定公園施設・譲渡契約書（案）
- ③ 基本協定書（案）
- ④ PFI事業 基本協定書（案）
- ⑤ Park-PFI事業 基本協定書（案）
- ⑥ 入札説明書等に関する質疑回答書
- ⑦ 更新版 実施方針等に関する質疑・意見に対する回答書
- ⑧ 入札説明書等
- ⑨ 実施方針（修正版）
- ⑩ 実施方針等に関する質疑・意見に対する回答書
- ⑪ 実施方針等
- ⑫ 提案資料
- ⑬ 設計図書

上記①～⑬に相違がある場合は、上記①～⑬の順に優先して適用するものとする。

なお、入札説明書で使用する用語の定義は本文内における定義のほか、要求水準書に示すとおりとする。

第2章 事業概要

1 事業名

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業

2 公共施設等の管理者の名称

三重県知事 鈴木 英敬

3 事業の目的

本事業は、県と事業者が連携し、青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間の実現を目指すものである。

4 PFI事業と Park-PFI事業を一体的に行う趣旨

同一敷地内にある教育施設と都市公園を一体的に管理運営することにより、教育施設利用者による公園利用の促進、公園利用者の教育コンテンツ利用など、両施設のメリットを生かした相乗効果による新たなにぎわいの創出が期待できる。

5 事業の内容

(1) 施設概要

ア 施設の現況

両施設の概要は次のとおりである。

(ア) センター（現況）

項目	内容
築年数	36年（令和3年現在）
供用開始年	昭和60年
建物構造	鉄筋コンクリート造他 3階建て他
利用定員	500人（総合研修館の定員に同じ）
宿泊定員	368人
用途地域等	準工業地域（80/200）
敷地面積	20,070.08㎡
建築面積	3,587㎡
建物床面積	6,477.07㎡
駐車場	無料駐車場35台（うちバス用5台）
主な諸室	宿泊室（洋室：27室、和室：10室、リーダー室：6室）、総合研修館（定員：500人）、大研修室（定員：96人）、研修室1～7、文化室、創作室、レストラン、ラウンジ、大浴場・小浴場、つどいの広場、他



図1：センター（管理研修棟） 外観

(イ) 森公園（現況）

項目	内容
運営年数	49年（令和3年現在）
供用開始年	昭和47年
敷地面積	約513,000㎡
駐車場	無料駐車場269台（第1：17台、第2：191台（うちバス用7台）、第3：61台）
主な施設	<ul style="list-style-type: none">・約40,000㎡の芝生広場・道伯池及び周囲の散策路（トリムコース）・多目的グラウンド・日帰りキャンプ場・子ども用遊具及び健康遊具・アスレチック



図2：森公園（芝生広場から道伯池方向の景観）

イ 施設の構成

両施設の構成（現況）は次のとおりである。なお、両施設に求める要求事項は、要求水準書を参照すること。

(ア) センター

センターは総合研修館棟、管理研修棟、及び宿泊サービス棟で構成されており、総合研修館棟の1階には500人収容できるフロアが整備されている。また、宿泊サービス棟の1階は食堂、浴場等の共有スペースが主となっている。

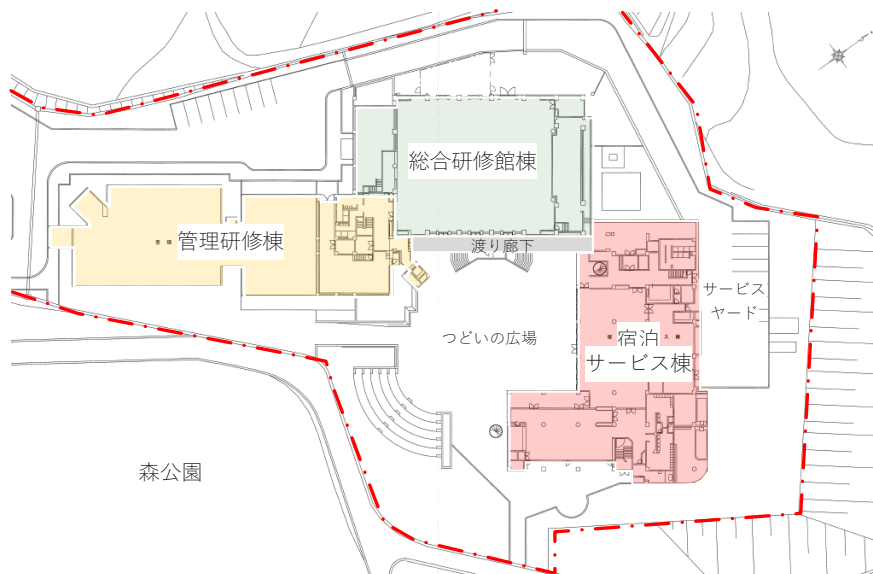
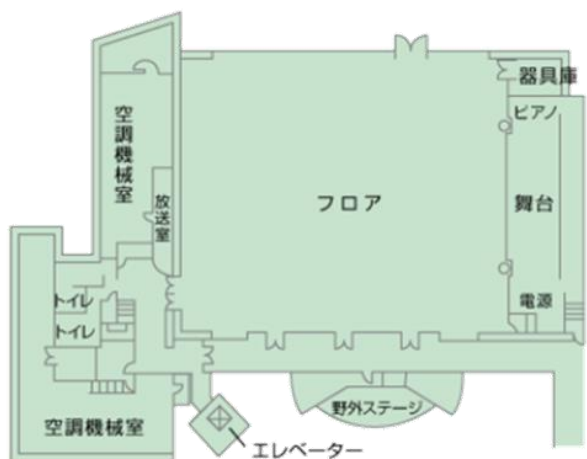
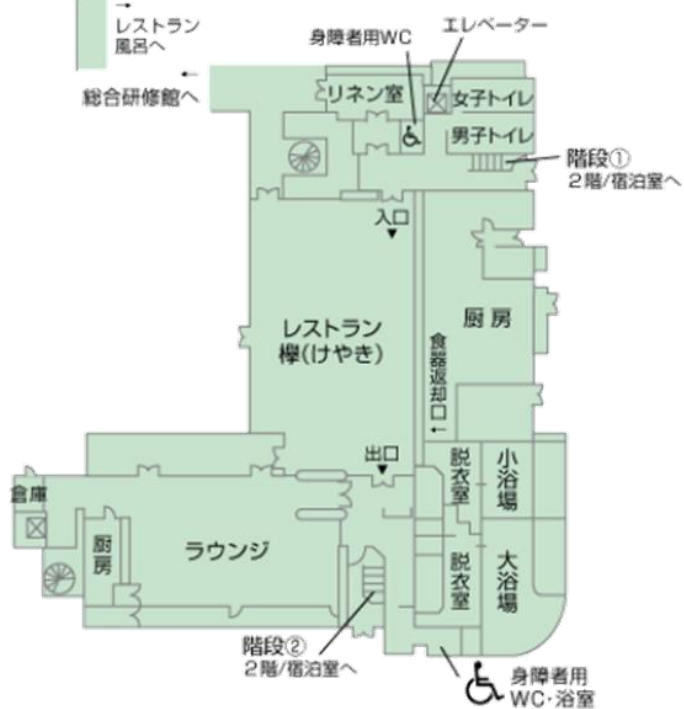


図3：センター（現況配置図）

■総合研修館棟



■宿泊サービス棟

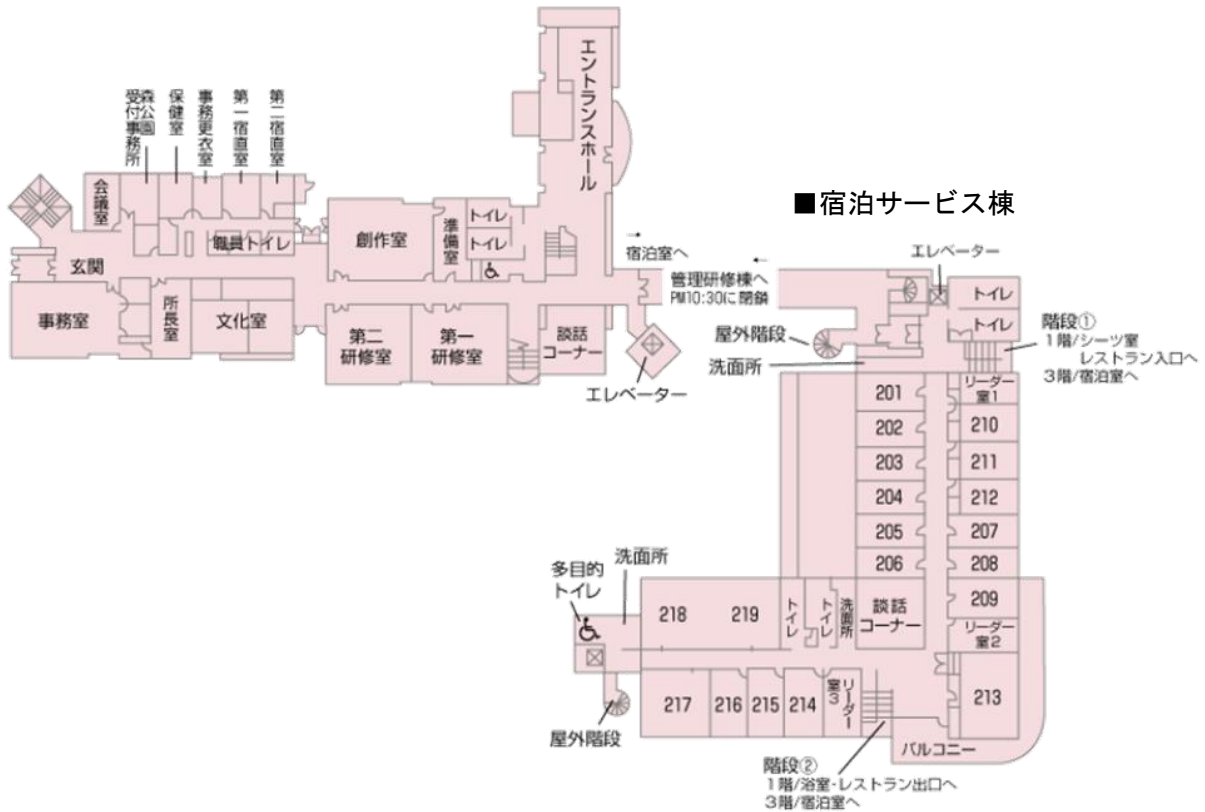


(出典引用：指定管理者 HP)

区分	施設名	定員 (人)	備考
総合研修館棟	フロア	500	ピアノ・椅子は 460 脚
宿泊サービス棟	大浴場	45	シャワー15 箇所
	小浴場	35	シャワー9 箇所
	身障者用浴室	1	シャワー2 箇所・トイレあり
	レストラン	172	日帰り研修でも利用可能 (要事前申請)
	ラウンジ	60	厨房施設あり

管理研修棟の2階は文化室（和室）、研修室等で構成されており、宿泊サービス棟の2、3階は宿泊室が主となっている。

■管理研修棟

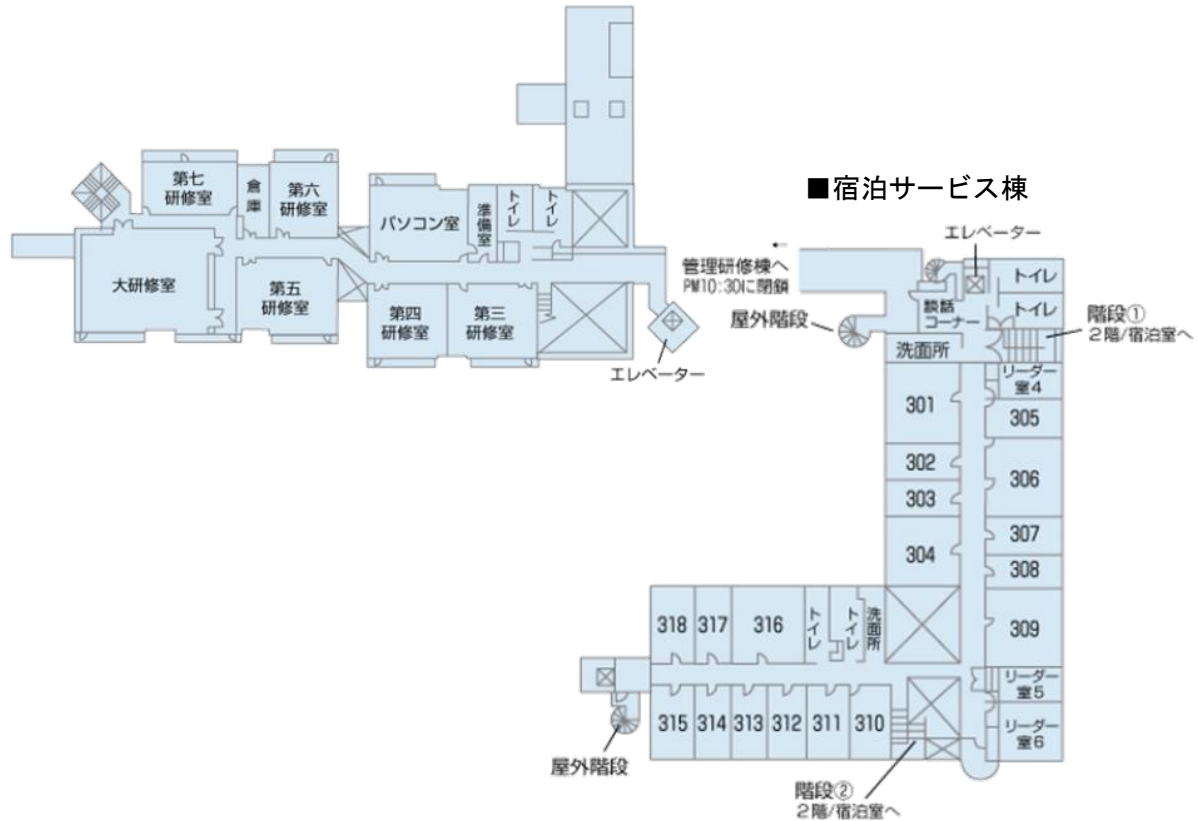


(出典引用：指定管理者 HP)

区分	施設名	定員 (人)	備考
管理研修棟	文化室 (和室)	50	—
	創作室	54	—
	第一研修室	45	—
	第二研修室	45	—
宿泊サービス棟	洋室 201～209	72	8 人部屋×9 室
	和室 210～219	80	6 人部屋×6 室 10 人部屋×2 室 11 人部屋×1 室 13 人部屋×1 室
	リーダー室 1～3 (和室)	14	4 人部屋×1 室 5 人部屋×2 室

管理研修棟の3階は大研修室の他、異なる広さの複数の研修室によって構成されている。

■管理研修棟



(出典引用：指定管理者 HP)

区分	施設名	定員 (人)	備考
管理研修棟	第三研修室	45	電子ピアノ
	第四研修室	45	—
	第五研修室	54	ピアノ
	第六研修室	36	テレビ・ビデオ
	第七研修室	42	—
	パソコン室	21	—
	大研修室	96	ピアノ
宿泊サービス棟	洋室 301～318	184	8人部屋×13室 16人部屋×5室
	リーダー室 4～6 (和室)	18	5人部屋×1室 6人部屋×1室 7人部屋×1室

(イ) 森公園



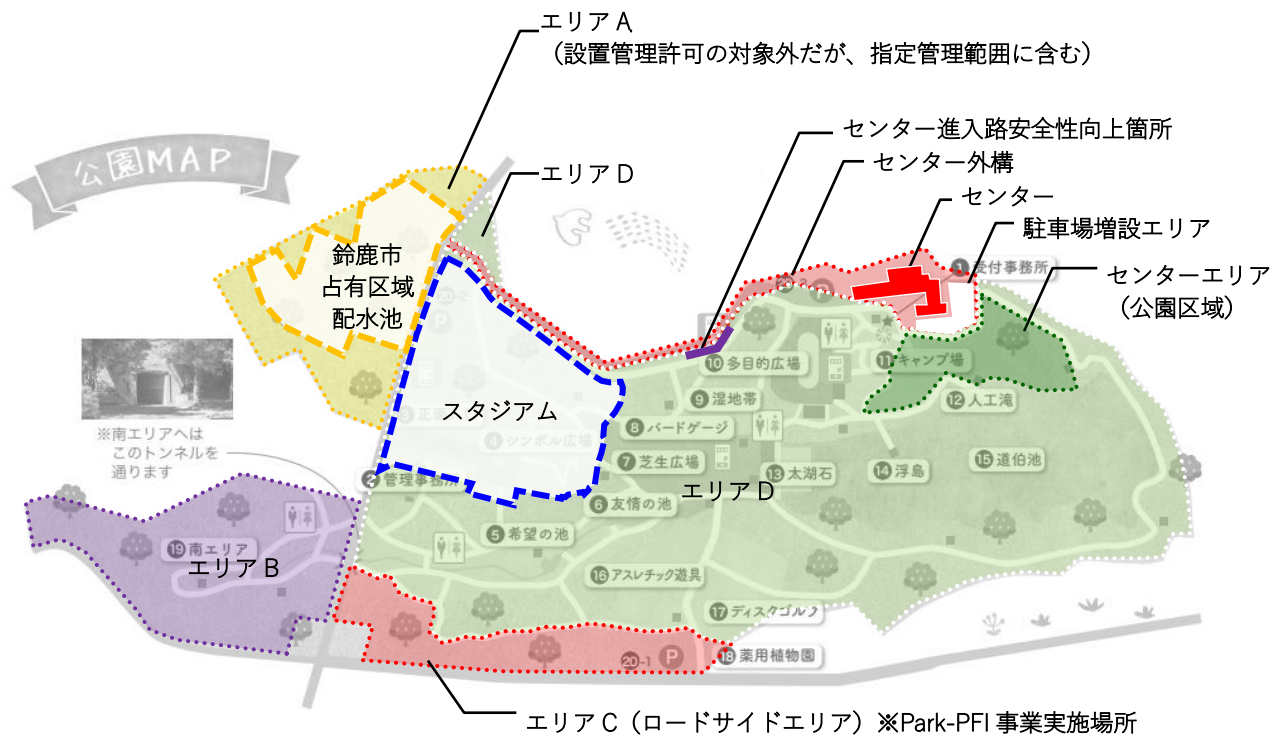
- | | | | | | |
|-----------|---------|----------|-------|------------------|--------|
| ①管理事務所 | ②正面入口 | ③シンボル広場 | ④芝生広場 | ⑤キャンプ場 (第1～2炊飯場) | |
| ⑥多目的グラウンド | ⑦バードケージ | ⑧人工池 | ⑨希望の池 | ⑩友情の池 | |
| ⑪アスレチック | ⑫浮島 | ⑬第1～3駐車場 | ⑭太湖石 | ⑮道伯池 | ⑯受付事務所 |

(2) 事業イメージと事業方式

本事業は、以下の2つの事業で構成される

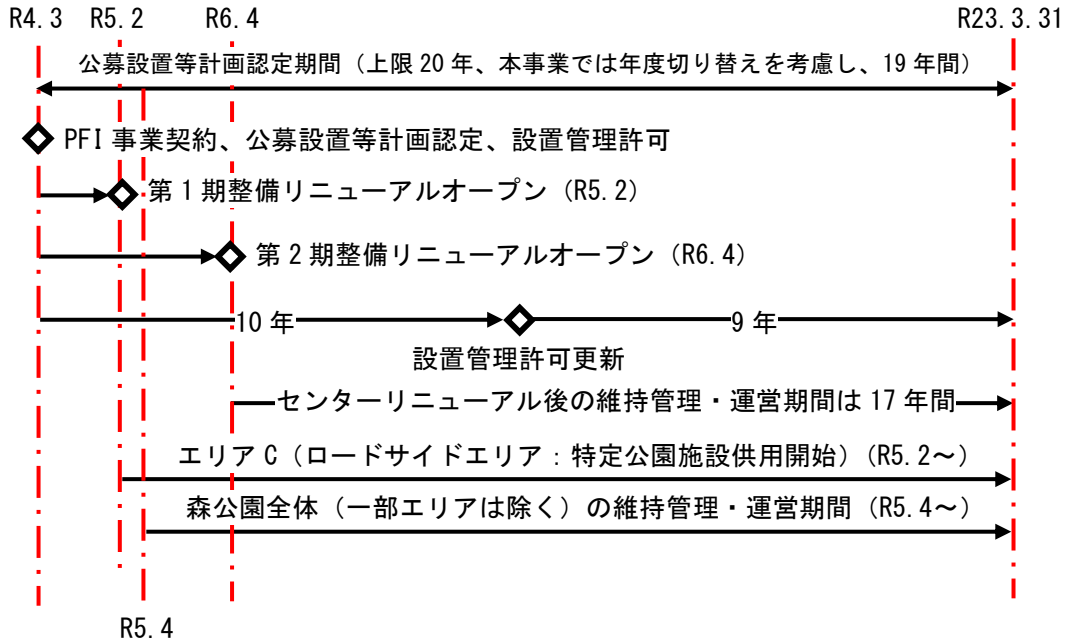
- ア PFI 事業：センターを設計及び建設（改修）した後に開業準備を行い、事業期間中に係るセンター並びに特定公園施設を含む森公園の運営及び維持管理業務を実施する RO 方式による事業
- イ Park-PFI 事業：特定公園施設の設計及び建設、森公園の一部を活用した公募対象公園施設及び利便増進施設の設置管理を行う事業（利便増進施設の設置については必須ではなく、事業者の提案による）

契約に関する考え方については、「添付資料1 契約及び事業スキームに関する考え方」を参照すること。なお、本事業の事業イメージ（ゾーニング）は次のとおり。



(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 年 3 月末日までとする。



(4) 事業スケジュール

事業契約締結後の事業スケジュールは、次表のとおり予定している。

項目	手続きおよび事業スケジュール	
事業契約の締結	令和 4 年 3 月中に締結	
閉館期間	センター：令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 森公園：なし（部分的に工事閉鎖エリアあり：令和 4～5 年）	
リニューアルオープン（第 1 期）	令和 5 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ Park-PFI（エリア C）※必須 ・ 特定公園施設の引き渡し
リニューアルオープン（第 2 期）	令和 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業（指定管理業務）の運営開始※必須（ただし、予約受付は令和 5 年中から行うこと） ・ センターエリア（森公園内）への新機能付加について、別途提案すること ・ 他エリア（5 条許可）※別途提案可能
事業期間	<p>【センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・建設業務、開業準備業務期間 令和 4 年 3 月～令和 6 年 3 月 ・ 運営・維持管理業務期間 令和 6 年 4 月～令和 23 年 3 月 <p>運営管理期間（17 年間）</p> <p>【森公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エリア C 公募設置等計画認定期間 令和 4 年 3 月～令和 23 年 3 月 ・ エリア C（特定公園施設） 運営・維持管理業務期間 令和 5 年 2 月～令和 23 年 3 月 ・ 全体（一部エリア除く） 運営・維持管理業務期間 令和 5 年 4 月～令和 23 年 3 月 	

(5) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は以下のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

また、以下のうち、アはPFI事業及びPark-PFI事業（特定公園施設に限る）が対象となる業務であり、クはPark-PFI事業のみが対象となる業務である。その他は、PFI事業が対象となる業務である。

- ア 設計・建設業務
- イ 開業準備業務
- ウ SPC運営・維持管理業務
- エ センターの運営業務
- オ センターの維持管理業務
- カ 森公園の運営業務
- キ 森公園の維持管理業務
- ク 公募対象公園施設等設置管理業務

(6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。なお、下記ア（オ）、イ（イ）の収入については、本事業における入札時点の収益予想以上の収益の内から提案により、県に対し収益納付を行うことができる。

詳細は、PFI事業を対象とする事業契約書（案）及びPark-PFI事業を対象とする基本協定書（案）に記載する。

ア PFI事業

- (ア) 県は、事業者が実施する設計・建設業務、及び開業準備業務の対価のうち、一定の額について、「県債」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である。（サービス購入料A-1、詳細は事業契約書（案）別紙6を参照すること。）
- (イ) 県は、事業者が実施する設計・建設業務、及び開業準備業務の対価のうち、前記（ア）の一括払いを行う額を控除した額について、維持管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者へ割賦により年4回支払う。（サービス購入料A-2、詳細は事業契約書（案）別紙6を参照すること。）
- (ウ) 県は、事業者が実施する運営及び維持管理業務の対価を、指定管理料として運営・維持管理期間にわたって事業契約において定める額を事業者に年4回支払う。指定管理料は、PFI事業契約に基づき改定する。（サービス購入料B-1、B-2、詳細は事業契約書（案）別紙6を参照すること。）
- (エ) 県は、事業者が実施するセンターの修繕・更新業務及び備品更新業務の対価を、指定管理料として運営・維持管理期間にわたって事業契約において定める額を事業者に年4回支払う。指定管理料は、PFI事業契約に基づき改定する。（サービ

ス購入料 C、詳細は事業契約書（案）別紙 6 を参照すること。）

- (オ) 事業者は、センター及び森公園（PFI 事業の業務範囲に限る）の利用料金、自主提案事業の収入、自主事業の収入、センター及び森公園における自動販売機の設置による設置料や手数料等の収入を自らの収入として収受することができる。

イ Park-PFI 事業

- (ア) 県は、事業者が実施する特定公園施設に係る設計・建設業務の対価について、事業者へ一括払いを行う予定である。
- (イ) 事業者は、公募対象公園施設等設置運營業務の収入を自らの収入として収受することができる。

(7) 資金調達

事業者は、本事業の実施に当たり、PFI 事業に係るセンターの設計・建設業務に係る対価のうち、建設一時金で不足する額については、プロジェクトファイナンスを活用し、資金調達を行うこと。

6 事業終了後の措置

事業期間終了時において、Park-PFI 事業の公募対象公園施設及び利便増進施設以外の施設の全てが要求水準書で提示した機能及び性能を発揮できる状態で県へ引き継げるようにすること。なお、機能及び性能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

Park-PFI 事業の公募対象公園施設及び利便増進施設については、原状回復すること。具体的な手順は、要求水準書を参照すること。

7 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

8 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱うこと。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、運営、及び維持管理の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。

したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの購入料の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

時期	事業全体の手続き	都市公園法に基づく手続き
令和3年 8月20日	入札説明書等の公表	公募設置等指針の公示（都市公園法第5条の2第7項）を含む
8月23日～27日	入札説明書等に関する質問の受付①	
9月6日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表①	
9月6日～15日	競争入札参加資格申請の受付	
10月4日	競争入札参加資格審査結果の通知	
10月5日～7日	現地見学会のエントリー受付	
10月11日～13日	現地見学会の実施（競争入札参加資格を有する者のみ） ※左記の日程で申込状況により調整	
10月12日～15日	入札説明書等に関する質問の受付②	
10月22日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表②	
10月27日～11月5日	資格者名簿の登録申請受付	
11月9日～15日	提案資料（提案資料は公募設置等計画を含む。以下「提案資料」とする。）の受付	公募設置等計画の受付を兼ねる

時期	事業全体の手続き	都市公園法に基づく手続き
12月15日～17日	提案資料に関する事業者ヒアリング（プレゼンテーション含む） ※左記の日程で申込状況により調整	設置等予定者の選定（法第5条の4第1項第1号～3号、法第5条の4第2項、第4項）
12月17日	入札書の提出・開札	
12月下旬	落札候補者の決定、公表	設置等予定者の通知（都市公園法第5条の4第5項） 公募設置等計画の認定（都市公園法第5条の5第1項）
令和4年1月	落札資格確認書類の提出、基本協定、仮契約の締結	
3月	PFI事業事業契約及び特定公園施設整備・譲渡契約の締結	公募設置等計画の認定の有効期間等の公示（都市公園法第5条の5第2項）

3 競争入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 競争入札参加者の定義

競争入札参加者の定義は次のとおりとする。

項目	定義	
競争入札参加者	本事業に係る業務に携わることとを予定する複数の法人によって構成されるグループであり、代表企業、PFI事業の構成企業及び協力企業、Park-PFI代表企業、Park-PFI企業からなるもの。	
代表企業 (PFI事業・構成企業)	競争入札参加者を代表し、応募手続きを行う法人。	
PFI事業	構成企業	PFI事業を実施する事業者である特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、SPCから直接本事業に係る業務を受託する法人。（代表企業を含む。）
	協力企業	PFI事業を実施する事業者であるSPCに出資せず、SPCから直接本事業に係る業務を受託する法人。
Park-PFI事業	Park-PFI代表企業	Park-PFI企業を代表し、認定計画提出者となり、都市公園法第5条に基づく設置管理許可、特定公園施設整備・譲渡契約の締結を行う法人。
	Park-PFI企業	Park-PFI事業を実施する事業者であるコンソーシアム（企業連合）を構成し、Park-PFI事業に係る業務を受託する法人。

(2) 競争入札参加者の構成等

ア 代表企業について

- ・競争入札参加者は、PFI事業の構成企業の中から代表企業を1者定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

イ PFI事業の構成企業及び協力企業、並びに Park-PFI代表企業及び Park-PFI企業について

- ・PFI 事業に係る各業務を担う者は構成企業又は協力企業であることとし、Park-PFI 事業に係る各業務を担う者は Park-PFI 企業とする。なお、Park-PFI 企業の中から、Park-PFI 代表企業を 1 者定めること。
- ・競争入札参加者は、代表企業をはじめとした構成企業及び協力企業、並びに Park-PFI 代表企業をはじめとした Park-PFI 企業（以下「参加企業等」という。）が、PFI 事業及び Park-PFI 事業に係る各業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、各業務を複数の参加企業等で分担することを妨げないが、業務範囲や責任の範囲を明確にすること。

ウ 業務分担

競争入札参加者の構成において、同一の者が PFI 事業と Park-PFI 事業に係る各業務を兼ねることや複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。ただし、同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が PFI 事業に係る建設業務と工事監理業務を実施することはできない。

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者を行い、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう（以下同様とする。）。

エ 複数提案の禁止

競争入札参加者を構成する各企業及びこれらの企業と資本面又は人事面において関連のある者は、他の競争入札参加者になることができない。

オ 業務の一部再委託

PFI 事業の構成企業及び協力企業は、SPC から委託又は請け負った業務の一部について、あらかじめ県から承認を受けた上で第三者に委託し、又は下請人を使用することができる。Park-PFI 企業が実施する業務についても同様とする。その場合、当該委託又は請負に係る契約の締結後、その内容を速やかに県に通知すること。

(3) 競争入札参加者資格要件

全ての競争入札参加者は以下の要件を満たす必要がある。

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 県の設置する三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。

- エ 企業連合協定書（本事業に参加するため、企業連合に参加する者が連名して締結するものであり、本事業の遂行に必要な基本的事項を定める協定書）を任意様式で作成し、締結していること。

(4) 落札資格要件（共通）

落札者は以下の要件を満たす必要がある。

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づき、徴収猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 競争入札に付する内容を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けている者。
- オ 以下の者又は以下の者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ・株式会社長大
 - ・内藤滋法律事務所
- カ 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- キ 選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- ク PFI 法第9条の各号に該当しない者。

(5) 落札者資格要件（各業務）

落札者は担当する業務ごとに以下の資格要件を満たす必要がある。

区分	対象	事業
設計業務	ア センターの設計業務を担う者	PFI 事業
	イ 特定公園施設の設計業務を担う者	Park-PFI 事業
建設業務	ウ センターの建設業務を担う者	PFI 事業
	エ 特定公園施設の建設業務を担う者	Park-PFI 事業
工事監理業務	オ センターの工事監理業務を担う者	PFI 事業
	カ 特定公園施設の工事監理業務を担う者	Park-PFI 事業

- ア センターの設計業務を担う者

センターの設計業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を

複数の者で行う場合は、(イ) 及び (ウ) の各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「工事執行規則」という。）第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に建築関係コンサルタントで登録されている者であること。

(ウ) 平成19年4月1日以降に設計が完了したもので、延床面積1,500㎡以上の公共施設の実施設設計の元請実績を有していること。

イ 特定公園施設の設計業務を担う者

特定公園施設の設計業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(ア)～(エ)の各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 資格者名簿の建築関係コンサルタントで登録されている者であること。

(ウ) 資格者名簿に土木関係コンサルタントで登録されている者であること。

(エ) 平成19年4月1日以降に設計が完了した都市公園（街区公園を除く。）の公園施設の新設又は改修に係る施設設計の元請実績を有していること。

ウ センターの建設業務を担う者

センターの建設業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(イ) 及び (ウ) の各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄の建設業について、同法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。

(ウ) 平成19年4月1日以降に完了したもので、延床面積1,500㎡以上の公共施設の施工の元請実績を有していること。

エ 特定公園施設の建設業務を担う者の資格要件

特定公園施設の建設業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(ア)～(ウ)の各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

(ア) 平成19年4月1日以降に完了した都市公園（街区公園を除く。）における公園施設の新設又は改修の元請実績を有していること。

(イ) 資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。

(ウ) 資格者名簿に土木一式工事で登録されている者であること。

オ センターの工事監理業務を担う者

センターの工事監理業務を担う者は、「ア センターの設計業務を担う者」の要件を満たすこと。

カ 特定公園施設の工事監理業務を担う者の資格要件

特定公園施設の工事監理業務を担う者は、「イ 特定公園施設の設計業務を担う者」の要件を満たすこと。

(6) 委員に対する働きかけ・接触について

ア 働きかけ・接触について

本事業では、選定委員会の委員への働きかけ・接触について、以下のとおり定める。なお、期間は令和3年7月20日（火）の実施方針（修正版）公表時点から事業契約の締結が行われるまでの間とする。

(ア)民間事業者から、本事業に関して電話、メール、面談等により、当該案件に関する情報を得ようとした場合。

(イ)民間事業者から、本事業に関して自らをPRする書類等を送付、送信するなどした場合。

(ウ)その他、委員が働きかけ・接触と認めた場合。

イ 働きかけ・接触等があった場合の措置

県は、委員からの報告を受け、「第3章 / 3 / (4) /キ」に示す働きかけ・接触があったと判断した場合、当該民間事業者に対し以下の措置を行う。

(ア)入札公告前の場合、参加できない。

(イ)入札公告後であり競争入札参加資格申請前の場合、参加できない。

(ウ)競争入札参加資格申請後、かつ落札決定前の場合、失格とする。

(エ)落札決定後に発覚した場合、落札決定を取り消す。

4 落札資格要件（各業務）の審査申請の受付

資格者名簿に登載されていない者で入札に参加しようとするものは、以下に示す申請区分及び手続きによって、期日までに落札資格要件（各業務）に必要な資格者名簿登録に係る審査申請を行うことを認める。なお、本事業の入札の開札時点において有効な資格者名簿に既に登載されている者については、この規定による審査の申請を行う必要はない。

(1) 申請区分

この規定の対象となる申請区分及び資格者名簿登録の審査申請を行う者（以下「資格者名簿登録審査申請者」という。）の区分は以下のとおり。

- ア 資格者名簿において建築一式工事の登録を望む者
- イ 資格者名簿において土木一式工事の登録を望む者
- ウ 資格者名簿において建築関係コンサルタントの登録を望む者
- エ 資格者名簿において土木関係コンサルタントの登録を望む者

(2) 申請の時期及び時間

本規定による申請は、令和3年10月27日（水）午前9時（県のホームページ上は8時30分）から令和3年11月5日（金）午後5時までとする。ただし、三重県の休日（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 資格者名簿登録審査申請者が満たすべき資格

資格者名簿登録審査申請者は申請区分毎に以下の要件を満たしている必要がある。

ア 建築一式工事又は土木一式工事

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (イ) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (ウ) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (エ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限り、）を受けていること。
- (オ) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。
- (カ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。）。

イ 建築関係コンサルタント

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (イ) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (ウ) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (エ) 建築士法第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (オ) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。

(カ)健康保険法第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。）。

ウ 土木関係コンサルタント

(ア)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(イ)全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

(ウ)経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

(エ)建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による建設コンサルタント登録簿に登録された者であること。

(オ)入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。

(カ)健康保険法第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。）。

(4) 提出書類

資格者名簿登録審査申請者は、工事執行規則第 4 条第 2 項に規定する申請書に次の書類を添付して提出すること。

ア 建築一式工事又は土木一式工事

(ア)法人の場合

- a 登記事項証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限る。写し可。）
- b 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限る。写し可。）
- c 建設業許可証明書（写し可。）
- d 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限る。）
- e 印鑑証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限る。写し可。）
- f 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- g その他知事が必要と認めた書類

(イ)個人の場合

- a 身分証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限る。写し可。）
- b 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限る。写し可。）
- c 建設業許可証明書（写し可。）
- d 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限る。）
- e 印鑑（登録）証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限る。写し可。）

- f 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- g その他知事が必要と認めた書類

イ 建築関係コンサルタント

(ア) 法人の場合

- a 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- b 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- c 一級建築士事務所登録簿の登録を証明する書類（写し可。）
- d 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- e 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- f その他知事が必要と認めた書類

(イ) 個人の場合

- a 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- b 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- c 一級建築士事務所登録簿の登録を証明する書類（写し可。）
- d 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- e 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- f その他知事が必要と認めた書類

ウ 土木関係コンサルタント

(ア) 法人の場合

- a 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- b 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- c 建設コンサルタント登録簿の登録を証明する書類（写し可。）
- d 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- e 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- f その他知事が必要と認めた書類

(イ) 個人の場合

- a 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- b 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- c 建設コンサルタント登録簿の登録を証明する書類（写し可。）
- d 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。写し可。）
- e 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

f その他知事が必要と認めた書類

(5) 受付場所及び提出方法

提出書類の受付場所は全て以下のとおりとし、提出方法は持参とする。

〒514-8570
三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
電話：059-224-3322

(6) 申請書の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語が記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(7) 本事業の入札に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

- ア 本事業の入札に係る資格者名簿の有効期間
資格者名簿登録の認定の日から令和4年3月31日までとする。
- イ 変更の届出
工事執行規則第5条の規定による。
- ウ 本事業の入札に係る資格者名簿の有効期間の更新手続
更新手続はない。

(8) 資格者名簿登録審査申請者への審査結果の通知

審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。

5 募集及び選定の手続等

(1) 入札説明書等に関する質問・回答（1回目）

ア 入札説明書等に関する質問受付①

入札説明書等に関する1回目の質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和3年8月23日（月）午前9時30分～8月27日（金）午後4時

(イ) 提出資格：

入札説明書等に関する質問を提出しようとする者は次の事項を満たしていること。

a 本事業の入札に参加しようとする事業者

b 「第3章 / 3 競争入札参加者が備えるべき参加資格要件」の各項目を満たす、または満たす見込みである事業者

(ウ) 受付方法：

「入札説明書等に関する質問書」（様式1）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
E-mail：shabun@pref.mie.lg.jp

イ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表①

入札説明書等に関する1回目の質問に対する回答は、令和3年9月6日（月）までに、県のホームページで公表する。

なお、県は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(2) 競争入札参加資格の確認

入札及び提案資料の提出を希望する者は、競争入札参加資格申請書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに競争入札参加資格申請に関する書類を提出しない者及び競争入札参加資格がないとされた者は、入札に参加すること及び提案資料を提出することができない。

ア 競争入札参加資格申請書類の受付期間・方法

(ア) 受付期間：令和3年9月6日（月）～9月15日（水）

（休日を除く、午前9時30分～午後4時）

(イ) 受付方法：

競争入札参加資格申請書類を様式集（様式2～6-2）に定めるところに従い作成した上で、企業連合協定書（任意様式）を一括して綴じ、書面にて郵送又は持参により提出すること。また、入札に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている

場合は、その委任状もあわせて提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

イ 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査結果の通知は、競争入札参加資格申請に関する提出書類を提出した者に対して、書面により令和 3 年 10 月 4 日（月）までに通知する。

ウ 競争入札参加資格がないとされた場合の扱い

競争入札参加資格の審査により競争入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により「競争入札参加資格がないとされた理由の説明要求書」（様式 8）を提出し、説明を求めることができる。

県は、説明を求められた時は説明を求めた者に対し、受付後、書面により 7 日以内に回答する。

(ア) 受付期間：競争入札参加資格審査結果の通知から 7 日以内

(休日を除く、午前 9 時 30 分～午後 4 時)

(イ) 受付方法：

「競争入札参加資格がないとされた理由の説明要求書」（様式 8）を作成した上で、下記に郵送又は持参により提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

エ 競争入札参加者等の構成

入札参加資格確認後は、競争入札参加者の構成企業及び協力企業の変更及び追加は原則として認めない。

オ 入札参加を辞退する場合

競争入札参加資格申請書類提出以後、競争入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 10）を開札までに下記に郵送又は持参により提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

カ 競争入札参加資格確認基準日

競争入札参加資格確認基準日は、競争入札参加資格申請書類の提出締切日とする。

キ 競争入札参加資格の確認基準日以降の取扱い

(ア) 競争入札参加資格を有するとの確認を受けた競争入札参加者に属する参加企業等が、入札時までに、競争入札参加資格要件に定める競争入札参加資格をひとつで

も欠くに至った場合は、当該競争入札参加者は入札に参加すること及び提案資料を提出することはできない。ただし、代表企業及び Park-PFI 代表企業以外の PFI 事業の構成企業及び協力企業、Park-PFI 企業が資格要件を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、提案資料を提出できる。

- a 競争入札参加者が、資格要件を欠いた PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業に代わって、資格要件を満たす PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業を補充し、競争入札参加者の構成員変更届（様式 9）等の必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、資格要件の欠格となった企業は競争入札参加者となることはできない。
- b PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業が複数の場合で、資格要件を欠いた PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業を除く PFI 事業の構成企業及び協力企業、Park-PFI 企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

(イ) 開札日以降であっても落札者の決定日までに、参加企業等が、競争入札参加資格要件に定める要件をひとつでも欠くに至った場合には、当該競争入札参加者は失格とする。ただし、代表企業及び Park-PFI 代表企業以外の PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業が資格要件を欠くに至った場合は、以下の場合において県が承認した場合に限り、落札者の対象とすることがある。

- a 競争入札参加者が、資格要件を欠いた PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業に代わって、資格要件を満たす PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業を補充し、競争入札参加者の構成員変更届（様式 9）等の必要書類を提出した上で、県が参加資格を確認するとともに設立予定の SPC 及び企業連合の事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業の参加資格確認基準日は、当初の PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業が資格要件を欠いた日とする。
- b PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業が複数の場合で、資格要件を欠いた PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業を除く構成企業又は協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ設立予定の SPC 及び企業連合の事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

ク その他

- (ア) 競争入札参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、全て競争入札参加者の負担とする。
- (イ) 提出した競争入札参加資格申請書に不備（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど）がある場合は、当該競争入札参加資格申請書を無効とする。

- (ウ) 県は、提出された競争入札参加資格申請書を競争入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 現地見学会の実施及び入札説明書等に関する質問・回答（2回目）

ア 現地見学会の実施

現地見学会を次のとおり実施する。

- (ア) 実施日時：令和3年10月11日（月）～13日（水）
(イ) 実施時間：午前枠（9時30分～12時） / 午後枠（午後1時30分～午後4時）
(ウ) 集合場所：県が参加者毎に通知する。
(エ) 参加資格

現地見学会の参加を希望する者は、競争入札参加資格を有すると認められた競争入札参加者であること。

(オ) 参加方法等

a 申込期間：

令和3年10月5日（火）午前9時30分～10月7日（木）午後4時

b 申込受付方法：

「現地見学会参加申込書」（様式7）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
E-mail：shabun@pref.mie.lg.jp

(カ) 留意点等

- a 現地見学中は、会場となるセンター及び森公園内を全面禁煙とする。
b 自動車での来場は可とするが、乗り合わせするなどして、極力台数を減らすこと。
c 見学に必要な書類等については、各自持参すること。
d 見学中は、配付する名札を着用すること。
e センターの各種図面については、センターの第1会議室（予定）にて閲覧できるものとする。
f 見学中はセンター及び森公園の利用等に支障をきたさないよう留意し、県職員や指定管理者の指示に従うこと。
g センター及び森公園の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真等は本事業以外に使用しないこと。
h 見学会における県職員の説明は、センター及び森公園の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該県職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

イ 入札説明書等に関する質問受付②

入札説明書等に関する2回目の質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：

令和3年10月12日（火）午前9時30分～10月15日（金）午後4時

(イ) 提出資格：

入札説明書等に関する質問を提出しようとする者は、競争入札参加資格の審査により、競争入札参加資格が認められた者であること。

(ウ) 受付方法：

「入札説明書等に関する質問書」（様式1）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
E-mail：shabun@pref.mie.lg.jp

ウ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表②

入札説明書等に関する2回目の質問に対する回答は、令和3年10月22日（金）までに、県のホームページで公表する。

なお、県は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 提案資料の提出

競争入札参加資格を有すると認められた競争入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した提案資料を次により提出すること。

(ア) 受付期間：令和3年11月9日（火）～11月15日（月）

（休日を除く、午前9時30分～午後4時）

(イ) 受付方法：

提案資料を様式集（様式19～32-6及び図面集）に定めるところに従い作成した上で、下記に郵送又は持参により提出すること。

提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

(5) 入札書の提出

提案資料を提出した競争入札参加者は、入札書を次により提出すること。

(ア) 受付期間：令和3年12月17日（金）午後4時

(イ) 受付方法：

入札書を様式集（様式37-1及び様式37-2）に定めるところに従い作成した上で、郵送または持参により提出すること。

■持参の場合の提出先

場 所：三重県庁舎1階 入札室（予定）
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

■郵送の場合の提出先

- ・指定する郵便局の郵便番号:514-0006
- ・指定する郵便局の住所 :三重県津市広明町 13 番地
- ・指定する郵便局 :三重県庁内郵便局留め
- ・受取人 :三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課
- ・案件名 :鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備
運営事業入札書 (在中)

■郵送の場合の提出方法

- ・封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留め」とする旨を記載すること。また、入札書については、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されるため、令和3年12月10日(金)から入札書提出の締切日時までの間に指定する郵便局へ到着するように投函すること。
- ・入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認すること。

(6) 提案資料及び入札書の提出にあたっての留意事項

ア 総則

(ア) 入札説明書の承諾

競争入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、提案資料及び入札書を提出すること。

(イ) 費用負担等

提案資料及び入札書の作成並びに提出等に係る費用は、全て競争入札参加者の負担とする。

(ウ) 提案資料及び入札書の提出方法

提案資料及び入札書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、提案資料及び入札書の提出にあたっては、競争入札参加資格の審査結果通知書の写しを郵送または持参により提出すること。

(エ) 入札代理人等

競争入札参加者は、代理人をして提案資料及び入札書を提出させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参又は郵送すること。

(オ) 入札の辞退

競争入札参加資格を有すると認められた競争入札参加者が、提案資料及び入札書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

競争入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22

年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。競争入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該競争入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 評価基準価格

項目	PFI 事業	森公園の運営・維持管理費を除いた PFI 事業の費用	
		森公園の運営・維持管理費	森公園の運営・維持管理費
評価基準価格	4,522,551,000 円 (4,971,141,700 円)	3,833,215,000 円 (4,212,872,100 円)	689,336,000 円 (758,269,600 円)

※括弧内は消費税及び地方消費税を加えた金額

a 評価基準価格

4,522,551,000 円

評価基準価格は、価格評価を行うための基準として定めた金額であり、金利変動及び物価変動による増減額及び消費税を除く額である。なお、評価基準価格には、Park-PFI 事業の特定公園施設に係る設計・建設費（様式 23-2 のすべての費目）は含まないものとする。

b 入札金額の記載

入札金額は金利変動及び物価変動による増減額及び消費税を除く額とし、入札書（様式 37-1 及び様式 37-2）に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案資料の提出時には、競争入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和 3 年 10 月 4 日（月）の基準金利を用いて割賦金利を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、PFI 事業を対象とする事業契約書に定める基準金利にて算定される額で確定する。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとする。

なお、割賦金利確定日までに LIBOR が廃止され、上記の基準金利が適用できなくなった場合は、県、PFI 事業を実施する事業者、金融機関の三者により適用する基準金利の確定方法を協議し、基準金利を確定させるものとする。なお、三者による協議は、LIBOR の廃止時期が確定した後、速やかに実施するものとする。

(ク) 一時支払金

県は、事業者が実施する PFI 事業に係る設計・建設業務の対価のうち、下式より

算定される一時金をサービス購入料 A-1 として、PFI 事業を実施する事業者に支払う。

サービス購入料 A-1 = センターの施設整備（様式 23-1 の費目 1～10 の合計：税込）×75%（十万の単位切り捨て）＋開業準備業務に要する費用（様式 24 の合計金額：税込）＋サービス購入料 A-2（割賦元本相当分）の消費税相当額

なお、実際に PFI 事業を実施する事業者に支払う一時支払金は、提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、PFI 事業を実施する事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス購入料 A-2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス購入料 A2 に合わせて割賦手数料を調整すること。

(ケ) Park-PFI 事業の特定公園施設に係る設計・建設費について

a 県が負担する費用の上限額

100,000,000 円（税込）

特定公園施設に係る設計・建設費のうち、県が負担する費用の上限額は、物価変動による増減額を除く額である。

b 留意事項

Park-PFI 事業に係る特定公園施設の設計・建設にあたっては、「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」の活用を想定していることから、交付要件に沿うよう、特定公園施設の整備に要する費用に、公募対象公園施設及び利便増進施設等から見込まれる収益の一部を充てること。

また、特定公園施設の整備に対して県が負担する額は、設計の結果を踏まえて金額を精査したうえで、決定するものとする。

なお、収益の一部とは特定公園施設に係る設計・建設費の 10%と想定し、県が負担する費用の上限額を設定している。

イ 入札執行回数

1 回とする。

ウ 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

競争入札参加者から提出された提案資料の著作権は、競争入札参加者に帰属する。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として決定された競争入札参加者の提案資料の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の競争入札参加者の提案資料の一部を無償で使用できるものとし、競争入札参加者は提案資料の提出をもって当該各使用に同意したものとみなされる（競争入札参加者において、三重県情報公開条例（平成

11年10月15日三重県条例第42号。その後の改正を含む。)第7条に定める「非開示情報」に該当する情報であると提案資料に明記し、県において当該「非開示情報」と認める事実是非公表とする。)。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った競争入札参加者が負うものとする。これによって県が損失又は損害を被った場合には、当該競争入札参加者は、県に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、入札及び提案資料の提出に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 複数提案の禁止

競争入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 入札書及び提案資料の変更禁止

入札書及び提案資料の変更はできない。

エ 使用言語、単位及び時刻

入札及び提案資料の提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号。以下「規則」という。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途通知する。

(イ) PFI事業の契約保証金

契約保証金については、規則第75条によるところにより、事業契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができる（規則第75条第2項参照）。なお、詳細は事業契約書（案）に記載する。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第

199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に該当するときを除き、更生(再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(7) 開札

ア 日時

令和 3 年 12 月 17 日 (金) 午後 4 時 10 分から

イ 場所

場 所：三重県庁舎 1 階 入札室 (予定)

住 所：〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

ウ その他

競争入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

なお、新型コロナウイルスの感染防止対策のため入札事務担当者の指示により入退室し、入室者は競争入札参加者毎に 2 名以内とする。

エ 入札の無効

規則第 71 条の規定に該当する入札は無効とする。

6 落札者の決定方法等

落札候補者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「競争入札参加資格審査」、「提案内容審査」の 2 段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

選定委員会は、落札者決定基準に従い、提案資料の審査を行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、競争入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、競争入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札候補者を決定する。その後、落札候補者が落札資格を満たす者であるかどうか、以下の方法により審査を実施し、落札候補

者が落札資格を満たす場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

イ 落札資格要件の審査

落札候補者は様式集の定めるところにより落札資格確認申請書類を作成し、次により提出すること。

(ア)受付期間：落札候補者の通知を受けた日から令和4年1月12日（水）まで
（休日を除く、午前9時30分～午後4時）

(イ)受付方法：

落札資格確認申請書類を様式集（様式11～様式18）に定めるところに従い作成した上で、下記に郵送又は持参により提出すること。

また、以下の①及び②の書類を受付期間内に作成し、下記に郵送又は持参により提出すること。（※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、上記の受付期間に示す期日までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（様式6-3）を提出（ファクシミリ又はメール可）すること。）

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
（提示可）

② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
（提示可）

〔 提出先：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
住 所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地 〕

ウ 結果及び評価の公表

県は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各競争入札参加者に書面にて通知後、県のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各競争入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

エ 落札者を決定しない場合の措置

競争入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に競争入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を県のホームページ等で速やかに公表する。

7 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

県は、落札者として決定した競争入札参加者のうち、PFI事業の構成企業及び協力企

業、Park-PFI 企業と PFI 事業及び Park-PFI 事業を対象とする基本協定 A を、PFI 事業の構成企業及び協力企業と PFI 事業を対象とする基本協定 B を、Park-PFI 企業と Park-PFI 事業を対象とする基本協定 C を締結する。

項目	対象	事業
基本協定 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業の構成企業及び協力企業 ・ Park-PFI 企業 	PFI 事業及び Park-PFI 事業
基本協定 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業の構成企業及び協力企業 	PFI 事業
基本協定 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ Park-PFI 企業 	Park-PFI 事業

また、落札者として決定した競争入札参加者の PFI 事業の構成企業及び協力企業、Park-PFI 企業が各基本協定の締結までの間に、落札資格要件（共通）又は落札資格要件（各業務）のうちひとつでも欠いた場合には、当該競争入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。

ただし、次のいずれかの場合に限り、落札の決定を取り消さない場合がある。

- ア 競争入札参加者が、落札資格要件（共通）又は落札資格要件（各業務）を欠いた PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業に代わって、当該資格要件を満たす PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業を補充し、競争入札参加者の構成員変更届（様式 9）等の必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- イ PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業が複数の場合で、落札資格要件（共通）又は落札資格要件（各業務）を欠いた PFI 事業の構成企業又は協力企業若しくは Park-PFI 企業を除く PFI 事業の構成企業及び協力企業、Park-PFI 企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

また、県は落札者の事由により基本協定 A～C を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を競争入札参加者に請求し、落札の決定を取り消すものとする。この場合、県は本事業において落札者を決定しなかったことを県のホームページ等で速やかに公表する。

(2) SPC の設立

落札した競争入札参加者の PFI 事業の構成企業は、PFI 事業を実施する事業者となる SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。

なお、PFI 事業の構成企業の議決権は全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

PFI 事業の構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) PFI 事業を対象とした事業契約の締結

県は PFI 事業を実施する事業者となる SPC と PFI 事業を対象とした事業契約の仮契約を締結する。

仮契約は、県議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

(4) Park-PFI 事業を対象とした特定公園施設整備・譲渡契約の締結

県は Park-PFI 代表企業と Park-PFI 事業を対象とした特定公園施設整備・譲渡契約の仮契約を締結する。

仮契約は、県議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

(5) 各基本協定書及び契約書の作成費用

各基本協定書及び契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代などの費用は、事業者の負担とする。

(6) 事業者の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、PFI 事業及び Park-PFI 事業を実施する事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(7) 金融機関と県の協議（直接協定）

県は、事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第4章 公募対象公園施設等の設置に関する事項（公募設置等指針）

1 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業の目的は、「第2章 / 3 事業の目的」に定めるとおりとする。

(2) 森公園の概要

森公園の概要は「第2章 / 5 / (1) /イ/ (イ)」のとおりである。また、コンセプト等は要求水準書において定める。

(3) 事業範囲

事業範囲は「第2章 / 5 / (5) 業務範囲」に示す Park-PFI 事業が対象となる業務のとおりである。

(4) 事業の流れ

ア 設置等予定者の選定

県は、「第3章 事業者の募集及び選定に関する事項」に定める手続きに従い、競争入札参加者が提出した提案資料の審査を行い、落札者（設置予定者）を決定する。

イ 結果及び評価の公表

県は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各競争入札参加者に書面にて通知後、県のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各競争入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

ウ 基本協定Cの締結、公募設置等計画の認定及び公示

「第3章 / 7 / (1) 基本協定の締結」に定める Park-PFI 事業を対象とする基本協定Cの締結と併せて、県は、落札者（設置予定者）の提出した提案資料（公募設置等計画）について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該提案資料（公募設置等計画）が適当である旨の認定をする。また、県は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示する。提案資料（公募設置等計画）の認定後、落札者（設置予定者）のうち、Park-PFI 代表企業は認定計画提出者となる。

エ 公募対象公園施設の設置及び管理

認定計画者は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置及び管理を行う。

また、設計の結果等により提案資料の変更が必要となる場合は、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれることや、やむを得ない事情

があることなど、都市公園法5条の6第2項第1号及び2号で規定する基準に適合すると認められた場合に限り、県は提案資料の変更の認定を行う。

オ 特定公園施設の設計、建設、及び県への引渡し

特定公園施設に係る設計及び建設は、県と認定計画提出者が「特定公園施設整備・譲渡契約」を締結し、認定計画者の負担において実施し、完了検査により、特定公園施設が設計図書に従って施工されたと確認された場合において、県が費用を負担し、当該特定公園施設を取得することとする。

カ 特定公園施設の維持管理及び運営

県は、森公園の維持管理業務及び運営業務の開始までの間に地方自治法第244条の2に基づきSPCを森公園（特定公園施設部分）の指定管理者として指定する予定であり、SPCは、指定管理者の指定を受け、特定公園施設の維持管理及び運営を行うこと。

キ 利便増進施設の設置及び管理

認定計画提出者が提案資料に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、提案資料に基づき管理を行うこととする。

(5) その他

催事の実施に係る使用許可など公募対象公園施設及び特定公園施設に係る維持管理・運営に関する事項は要求水準書において定める。

2 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

県が設置を求める公募対象公園施設の種類は、要求水準書において定める。

(2) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設は森公園内に設置することとし、配置計画の考え方については要求水準書において定める。

(3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設計が完了した後、建設に着手するまでの間に、設置管理許可を受けること。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、提案資料に記載した使用料の額を県に納付すること。

許可面積の決定にあたっては、認定計画提出者が行った実施設計の結果を精査し、県

が決定する。

また、要求水準書の条件に基づき提案する使用料は三重県都市公園条例に基づく以下の最低額以上とすること。

■公募対象公園施設の使用料の下限

「要求水準書 / 第 2 章 / 5 / (1) / イ / (イ)」を参照のこと。

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

ア 特定公園施設の建設について

特定公園施設の建設に関する要求水準については、要求水準書において定める。

イ 県による特定公園施設の整備費用の負担

県が負担する特定公園施設に係る設計・建設費については、「第 3 章 / 5 / (6) / ア / (ケ)」に定めるとおりとする。

(6) 利便増進施設の設置に関する事項

ア 利便増進施設の設置について

設置できる施設については、要求水準書において定める。

イ 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は、設置する利便増進施設の種類に応じて、三重県都市公園条例に定める金額とする。

(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

ア 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等に係る清掃等に関する要求水準については、要求水準書において定める。

イ 特定公園施設の維持管理及び運営に関する事項

特定公園施設の維持管理及び運営に関する要求水準については、要求水準書において定める。

ウ 県による特定公園施設の維持管理及び運営に係る費用の負担

県が負担する特定公園施設の維持管理及び運営に係る費用の上限については、「第 3 章 / 5 / (4) / エ / (キ) / a 評価基準価格」に含まれる。

(8) 設置等予定者を選定するための評価の基準

認定等予定者を選定するための評価の基準は、落札者決定基準に定めるとおりである。

(9) 認定の有効期間

提案資料の認定の有効期間については、「第 2 章/ 5 / (3)～(4)」に定めるとおりである。

3 公募の実施に関する事項

(1) 公募への参加資格

公募への参加資格については、「第 3 章 / 3」を満たす者とする。

(2) 提供情報

提案資料の作成にあたっては要求水準書に示す資料を参照すること。

(3) 事業破綻時の措置

Park-PFI 事業を対象とする基本協定 C に定めるものとする。

第5章 その他

1 各種契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

各種契約等の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、県と事業者で協議する。なお、現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 国からの補助金及び地方債

県は、本事業においての国からの補助金及び地方債を充当することを前提としているため、事業者は、県が国からの補助金又は起債申請等に必要な書類等の作成及びその他必要とする事項に協力すること。

イ その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、国からの補助金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、県は、これら支援を事業者が受けることができるよう協力する。なお、県は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

県は、PFI 事業を対象とした事業契約及び Park-PFI 事業を対象とした特定公園施設整備・譲渡契約に関する議案については、三重県議会令和 4 年定例会 2 月定例会に提出する予定である。

(2) 指定管理者の指定

県は、PFI 事業を実施する事業者を本事業の指定管理者として指定する予定である。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、県のホームページで公表する。

(4) 入札説明書に関する問合せ先

ア センター

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 社会教育班
〒514-8570 三重県津市広明町 13
電話：059-224-3322 / FAX：059-224-3023
E-mail：shabun@pref.mie.lg.jp
三重県ホームページ：
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHABUN/index.htm>

イ 森公園

三重県県土整備部 都市政策課 街路・公園班
〒514-8570 三重県津市広明町 13
電話：059-224-2706 / FAX：059-224-3270
E-mail：toshiki@pref.mie.lg.jp
三重県ホームページ：
<https://www.pref.mie.lg.jp/TOSHIKI/index.htm>